平成29年度 第4回 岡山県国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日 時 平成30年 2月15日(木) 午後2時から午後3時30分まで
- 2 場 所 県庁東棟3階大会議室
- 3 出席者 (委員)時實委員、安達委員、植木委員、佐藤委員、田頭委員、加藤委員、 浜田委員、山岡委員、南委員、堀瀬委員

(事務局) 荒木保健福祉部長、則安医療推進課長、山野井健康推進課長、 那須長寿社会課長、池宗国民健康保険団体連合会事務局長、 県・市町村・国保連合会担当職員

- 4 傍聴者 3名
- 5 概 要
 - (1)挨拶
 - (2)議事
 - 事務局から資料に基づき説明し、その後質疑応答を行った。
 - ・平成30年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果
 - ·平成30年度国保特別会計予算
 - ・国保制度改革に係る広報の状況
 - ・今後のスケジュール
 - ・その他

《主な質疑内容等》

【平成30年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果】

委員: ①平成30年度国保事業費納付金における市町村ごとの前期高齢者交付金の 精算は、28年度分でよいか。②市町村ごとの前期高齢者交付金の精算は、今 後も続くのか。

事務局: ①そのとおり。②市町村ごとの精算の影響は、29年度精算が生じる31年度までである。

委員:それからは市町村ごとの差はなくなるのか。

事務局:そのとおり。

委員:暫定措置での激変緩和予算は、毎年あるのか。

事務局: 暫定措置は、国が30年度に限り措置したもので、31年度以降の在り方は 夏までに検討と聞いている。激変緩和措置は、当面実施することで県と市町村 の間で協議が整っている。

委 員: 県と市町村の一人当たり交付額を合わせた額に被保険者数を乗じたものが、 国庫支出金の保険者努力支援制度交付金の歳入予算額となるのか。 事務局: 保険者努力支援制度としては、国庫支出金のうちの保険者努力支援制度交付金分と特別調整交付金の一部の二つで財源措置されている。

委員: ①保険者努力支援制度の評価については、指標によって評価する実績年度が違うのか。②金額の順位と点数の順位が違うが、評価指標別に金額と点数を読み替えて見ても大きく違わないことでよいか。③指標①は体制構築加算まで含めて総得点100点か。④指標②、指標③はそれぞれ何点が満点か。⑤市町村分の評価指標は保険者共通と固有の計の12でよいか。⑥市町村の評価ごとの実施状況はないのか。

事務局: ①そのとおり。指標によって、国が把握する最新の数値を使って評価する。 ②評価ごとの配分金額が違うため単純に金額と点数の順位が一致しないが、大きい違いは無い。③そのとおり。④指標②は50点満点、指標③は60点満点である。⑤そのとおり。⑥市町村分の評価は、現時点で国から正式な提示がないため、今回報告できていない。

委員:市町村分の評価も本協議会に資料提供をいただきたい。

事務局:対応を検討させていただきたい。

委 員: 医療費水準については、市町村間でばらつきがあると思うが、具体的にどう 評価して納付金を算定したのか。

事務局: 30年度算定では、26から28年の3年間の状況で、全国平均を1とした場合の医療費水準を算定している。その際に、単純に一人当たり医療費で全国平均と比較するのではなく、各市町村の被保険者の年齢構成が国全体の年齢構成と同じとした仮定で一人当たり医療費を算出することで、被保険者の平均年齢が高い市町村の納付金が重くなり過ぎない仕組みとしている。

委員: 市町村標準保険料率の算定と現行の保険料率の状況を比べると、例えば、医療費水準や所得水準がやや高い岡山市では医療分が少し上がると理解すればよいか。

事務局: 一般会計繰入や財政調整基金などの独自財源を活用しているケースがあり、 現行の保険料率との比較は難しい面がある。

【平成30年度県国保特別会計予算】

委員:レセプト点検指導体制強化として、医療給付専門指導員を1名増員するのか。

事務局:1名増員して2名体制とする。

委員:国保連合会での点検との連携はどうするのか。

事務局: 市町村は、引き続き、独自に雇用した点検員や国保連合会委託により点検を 行うが、こうした市町村が行う点検とは、必要な調整、連携を図り、効果的な点 検を行ってきたい。

委 員:レセプトは市町村にあると思うが、県でも見られるようにするのか。

事務局:そのとおり。

委員: ①法定の一般会計繰入金とは何か。②30年度からの市町村共同実施事業については、国保運営方針にある全項目を全市町村で実施するのか。

事務局: ①国保法の規定に基づき、国保特別会計が一般会計からの負担分を繰り入れるものであり、例えば、保険給付費の9%分や高額医療費負担金、特定健診負担金である。法に基づいて引き続き県が負担することから予算措置している。②国保の広域化に向けて新たな共同事業の提案をしているが、各市町村独自の運用を行っていることもあり、被保険者証の作成では、8市町村が共同事業に参加する状況である。

委員:被保険者証の共同作成に全市町村が参加できない理由は何か。

事務局: 作業スケジュールが合わない場合や被保険者証の随時発行のためのシステム 改修が必要な場合があるためと聞いている。多くの市町村が参加できるよう努力したい。

委員: 効果的な事業運営や事務の効率化には、市町村の負担軽減にもつながると思うので、しっかり取り組まれたい。

【国保制度改革に係る広報の状況】

委員:被保険者資格の管理は、具体的にはどう変わるのか。県が資格管理するのか。

事務局: 資格管理は引き続き市町村が行うが、県単位での資格管理となるため、県内 転居しても、国保被保険者資格は続くことになる。

委 員: 岡山市から倉敷市に移転した場合にも県の被保険者であることには変わりないが、引き続き市町村への届出が必要ということか。

事務局:そのとおり。

委 員: 今後保険料が決まって、窓口で保険料が上がる理由を説明する場合があると 思うが、県から市町村に対して統一的に基本的な回答例などを示すのか。

事務局: 全ての市町村で保険料が上がることはないが、被保険者の問い合わせに丁寧に対応できるよう国保改革の趣旨も含めて窓口職員にも周知するよう、市町村にお願いしたい。

委員: 広報は意味があるので、充実して県民の理解と協力が得られるように努められたい。

【今後のスケジュール】

委 員: 納付金や標準保険料率の確定は済んでいるため、今後は市町村で条例改正を して保険料率を決めていくことになるのか。

事務局: 市町村によって国保料と国保税のところがある。国保料の市町村は、計算式の考え方を条例で定める改正を行い具体的な料率を告示することになり、国保税の市町村は、条例で税率を定めることになる。

委員: 条例や告示で市町村が定める手続があるので、県が一方的に決めるのではなく、保険料の決定には市町村が説明責任を負うということか。

事務局:そのとおり。

以上